

河合町財政健全化計画

～「柔軟でスリムな行財政システムの構築」を目指して～

平成16年8月

奈良県河合町

現在、河合町の財政は非常に厳しい状況にあります。

長引く不況による景気低迷、少子高齢化社会の急速な進展等、近年の急激な社会経済構造の変化により、従来の社会経済情勢や人口構造を前提に構築されてきた、国・地方を通じた行財政システムのあり方そのものの抜本的な見直しを迫られています。

このような状況の中で、現在、国においては、「国から地方へ」との地方分権の理念のもと、国と地方の税財政体系を見直すため「三位一体の改革」を推進しているところであり、地方公共団体が自己決定、自己責任の原則のもと、行政事務を的確かつ効率的に処理するとともに、徹底したスリム化等を行い、安定的な財政運営を行うことを強く要求しています。

一方、本町はこれまでの税体系や地方財政対策制度を前提とした中長期的な財政見通しのもとに、福祉、医療、教育など幅広いサービスの提供や都市基盤施設の整備を計画的に行ってまいりました。また、バブル経済崩壊後も、景気対策として講じられた国の経済対策による制度を有効に活用しながら、本町の将来を見越した施設、施策の充実を図ってまいりました。

しかし、景気の長期低迷により町税収入やその他の主要な財源が減少しはじめ、また、社会経済情勢の変化による新たな行政需要の発生、公共施設の維持管理費、公債費が累増する等、ここ数年町財政はかなり厳しい状況にありました。

さらに、平成16年度の三位一体の改革に伴う税源移譲に先行した国庫補助負担金の見直しや地方交付税の大幅な削減は、これまでの地方財政対策制度を大きく変換するものであり、それまでの財政見通しをはるかに超えるものでした。今後、新たな地方財源の補填制度が生まれなければ、本町は準用財政再建団体に転落し、国の管理のもとで各種行政サービスが制限される可能性があります。

今後、真の意味で本町が自立し、自己決定、自己責任の原則に基づいて、住民の皆様への負託に十分応え、将来にわたってその責務を全うしていくためには、何となくこの危機を回避しなければならず、今一度、本町行政のあり方を再構築する必要があります。

そこで、「柔軟でスリムな行財政運営の構築」を基本方針として、現在の財政危機を早急に克服するとともに、その取り組みを通じて、広く住民との協働関係のもと、高度・多様化する住民ニーズに柔軟かつ的確に対応できる簡素で効率的な行財政システムの構築を目的として、行財政全般にわたり聖域を設けず検討を重ねてまいりました。

この「河合町財政健全化計画」は、こうした町の行財政運営の将来像を展望しつつ、平成21年度までの向こう5年間の準用財政再建団体への転落回避に向けた取り組みについて取りまとめたものであります。

現在、西和7町による合併協議が進められており、その動向によって行財政の状況は大きく変化するものと考えられますが、本計画は現時点での推計に基づき、河合町として実施し得る最善の行財政健全化に向けた取り組みであります。

本計画の実現に向けた過程においては、改革の痛みを伴うと予想されますが、将来誇ることのできる河合町を築くため、議会や住民の皆様の理解と協力をいただきながら、本町行財政構造の抜本的改革に向け、新たな決意をもって取り組んでまいります。

平成16年8月

河合町長 岡 井 康 徳

Ⅰ. 「河合町財政健全化計画」の策定

本町では、これまでも財政健全化に向け様々な取り組みを行ってきましたが、依然として厳しい状況にあります。さらに、平成16年度から本格的に実施されている国の三位一体の改革に伴う税源移譲に先行した国庫補助負担金の見直しや地方交付税の大幅な削減は、それまでの財政見通しをはるかに超える危機的な状況となっています。

そこで、このたび「柔軟でスリムな行財政運営の構築」を基本方針として、平成21年度までの向こう5年間で準用財政再建団体への転落を回避するための緊急対策期間とした、「河合町財政健全化計画」を策定しました。

健全化計画実行前と実行後の収支見通し

(単位：百万円)

		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
健全化策実行前数値	入	地方税	2,034	2,026	2,017	2,009	2,001	1,996	1,987	1,978	1,969	1,960
		譲与税・交付金等	401	401	401	401	401	401	401	401	400	400
		地方交付税	2,336	2,323	2,237	2,207	2,073	1,829	1,709	1,676	1,637	1,598
		国・県支出金	702	595	439	410	406	421	422	402	559	534
		地方債	716	537	405	401	397	392	388	384	499	481
		その他	261	260	250	244	238	229	227	218	213	210
		歳入合計	6,450	6,142	5,749	5,672	5,516	5,268	5,134	5,059	5,277	5,183
	出	人件費	1,908	1,900	1,924	1,916	1,913	1,876	1,843	1,801	1,773	1,740
		物件費	891	867	837	760	721	688	694	643	628	589
		扶助費	342	341	340	340	340	340	338	336	335	334
		公債費	1,500	1,490	1,784	1,663	1,533	1,474	1,279	1,181	1,108	1,048
		繰出金	757	773	757	761	743	752	750	764	725	740
		投資的経費	656	451	159	165	158	157	195	180	452	421
		その他	742	583	594	610	623	646	649	648	648	650
	歳出合計	6,796	6,405	6,395	6,215	6,031	5,933	5,748	5,553	5,669	5,522	
差引収支（単年度収支）	△346	△263	△646	△543	△515	△665	△614	△494	△392	△339		
前年度繰越金		△346	△609	△1,255	△1,798	△2,313	△2,978	△3,592	△4,086	△4,478		
基金取り崩し												
累積収支（実質収支）	△346	△609	△1,255	△1,798	△2,313	△2,978	△3,592	△4,086	△4,478	△4,817		

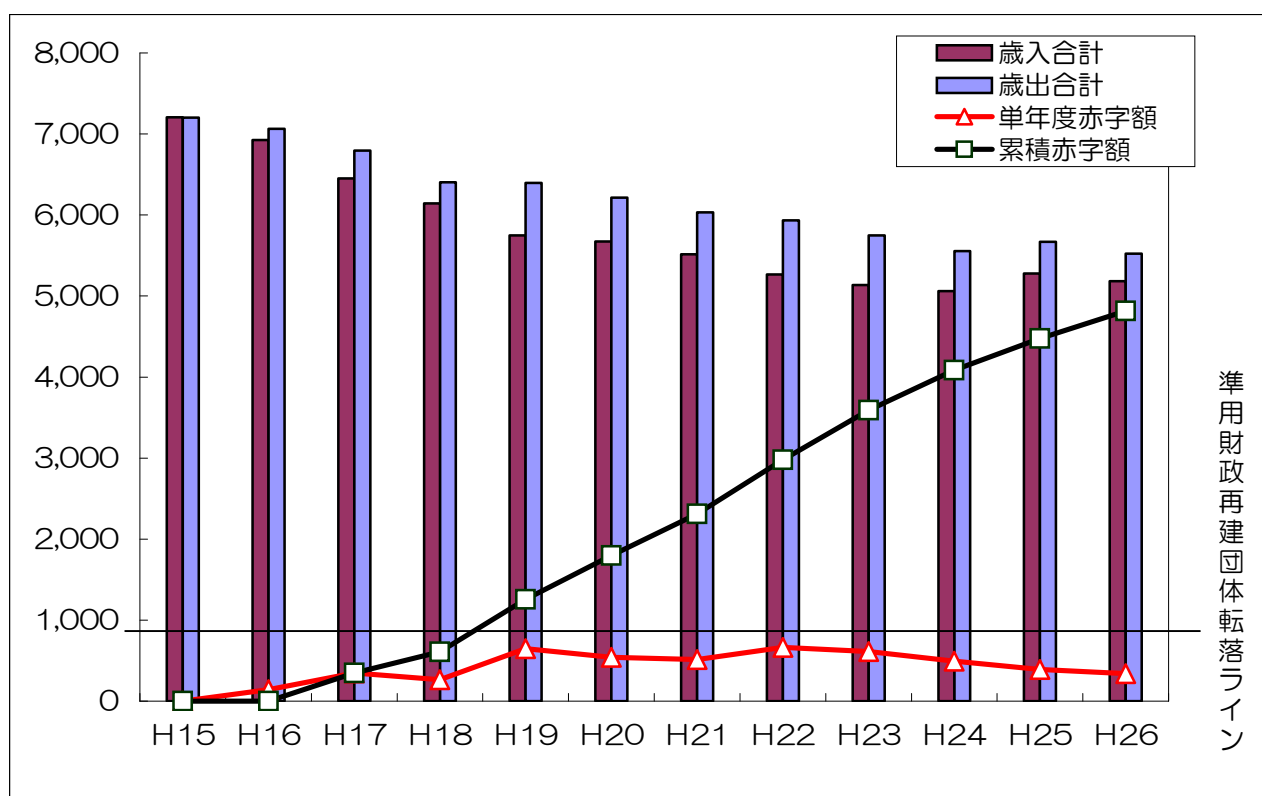
(実行前) 差引収支（単年度収支）	△346	△263	△646	△543	△515	△665	△614	△494	△392	△339
取り組み効果額	459	467	487	494	449	449	449	449	448	449
(実行後) 差引収支（単年度収支）	113	204	△159	△49	△66	△216	△165	△45	56	110
前年度繰越金		113	317	158	109	43		1		56
基金取り崩し						173	166	44		
(実行後) 累積収支（実質収支）	113	317	158	109	43		1		56	166

左表（上段）は、平成16年度を基準として一定の条件のもとにこのまま行政運営を続けた場合の向こう10年間の収支見通しを試算しています。

長期化する景気の低迷や国の施策による恒久減税の影響を受け、町税収入が減少傾向にあり、また国の三位一体改革による抜本的な制度改正等により、地方交付税の縮小や国庫補助負担金の廃止・削減等、これまでにない厳しい状況となっています。加えて、少子高齢化対策や情報化施策の推進、環境問題への対応等、社会経済の変化に伴う新たな行政需要も増加しており、今後、更に多額の財政負担が見込まれる等、予想を遥かに越える危機的な状況となっています。

その結果、今後収支差は毎年度拡大し、平成19年度には実質収支累積赤字額が、本町の準用財政再建団体への転落ラインである8億8千万円を超え、累積赤字額は13億円に達する見通しとなっており、すべての基金を取り崩したとしても、平成20年度には準用財政再建団体への転落は避けられないと見込まれます。

なお、単年度赤字のピークは平成22年度で、それ以降赤字額は減少するものの、累積赤字の解消には至りません。



左表（下段）には、この計画を実施した場合の収支見通しを記載しています。

本計画における取り組みを全て実行し、計画的に基金(H22:173百万円、H23:166百万円、H24:44百万円)を繰り入れることで累積収支は改善され、準用財政再建団体への転落は回避できる見通しです。

しかし、国の三位一体改革については、あくまでも現時点の影響等を考慮しながら推計したものであり、今後さらに厳しい状況になることが予想されます。

また、準用財政再建団体転落回避のため、継続事業と維持管理的な工事のみを見込んでいる都市基盤整備や、延伸を余儀なくされている学校耐震化等の大規模な新規事業については、平成 25 年度以降、順次実施を予定していることから、将来においても厳しい状態が続くものと推測されます。

そのため、財政健全化に向けての取り組みはこれだけで終わるのではなく、この計画で示した基本的な考え方に基づき継続的に全庁を挙げて、更なる取り組みを行う必要があります。

なお、本計画を基本とした健全化の目標達成に向けた具体的な方策の実施にあたっては、国の地方財政対策の動向や今後の社会経済情勢の変化を踏まえつつ、高度・多様化する住民ニーズや急速に進展する少子高齢化等に柔軟に対応しながら、毎年度の予算編成過程において決定していくこととなります。

II. 具体的取り組みと効果額

本町は、何としても準用財政再建団体への転落を回避するため、様々な取り組みの中で、町政の大胆な転換を図っていきます。

この計画で示された主な取り組みは次のとおりです。(効果額は平成17年度から21年度の5ヶ年分の合計額)

1. 町税収入等自主財源の確保 【効果額：510,360千円】

(1) 町税収入等の確保と徴収率向上のための取り組みの推進

法的措置を含めた徴収率の向上に努めるとともに、国民健康保険税や介護保険料の定期的な見直しを行う等、自主財源の確保に努めます。

《主な取り組み》

- 口座振替の促進
- 電話催告・臨戸訪問の強化
- 差押さえ等法的措置の実施
- 不動産競売事件や破産事件における交付要求
- 徴収・滞納整理体制充実に向けた組織の強化

(2) 受益と負担の適正化

使用料・手数料等全般について、原価主義を基本とした適正な料金を設定するとともに、定期的な見直しに努めます。また現在、減免を行っている各施設使用料や無料で提供しているごみ袋（ごみ処理手数料）等についても、受益者負担の原則に沿った見直しにより有料化を図ります。

なお、下水道事業においても、汚水処理原価に基づく適正な使用料設定を行うことで、一般会計からの繰出金の削減に努めます。

《主な取り組み》

- 保育所保育料の見直し
- 幼稚園入園料・保育料の見直し
- グラウンド等スポーツ施設使用料の徴収を検討
- 総合福祉会館等、各施設使用料の減免廃止を検討
- ごみ有料化実施を検討
- 各種教室等の受講料の見直し
- インフルエンザ・日本脳炎等各種予防接種の自己負担金の徴収を検討
- 水道・下水道使用料の適正な見直し

(3)資産の有効活用

町有財産における遊休資産については、社会環境や住民ニーズの把握に努めながら有効活用を検討しています。今後は更に、既存公共施設等においても利用状況、目的や必要性等を再確認し、不要なものについては廃止・売却する等、積極的な見直しに努めます。

《主な取り組み》

○町民グラウンド用地（佐味田川駅横）の処分を検討

(4)他会計からの繰入金

過去において、一般会計から出資を行った水道事業会計の資本金に対する報酬としての性格により、利益の状況に応じて一般会計に繰入れを行うことを検討します。

また、独立採算が前提である特別会計においても、過去に公営企業繰出基準等による一般会計が負担すべき経費以外の経費を繰出した場合には、水道事業会計と同様に剰余金の状況に応じて一般会計に繰入れを行うことも検討します。

2. 事務事業の見直し 【効果額：605,471千円】

(1)内部管理経費、一般事務費の徹底した削減

職員は、日常業務の中で常にコスト意識や問題意識をもち、経費の節減に努めるとともに、外注委託している業務等においても、職員対応が可能なものについてはできる限り職員で行う等、徹底した歳出の抑制に努めます。

なお、公用車について使用頻度が低いものは廃止します。また、町バスの運行については行政の守備範囲等の観点から廃止を視野に入れた見直しを行います。

《主な取り組み》

○食糧費・消耗品費・印刷製本費等、経常経費全般の徹底した見直し

○広報かわい配布委託の廃止

○垂幕印刷機リースの廃止

○町バスの廃止を検討

○清掃工場ごみ収集車の削減を検討

○町長車・助役車の更新の延伸

(2)事務事業の整理合理化等

町が独自に実施している事業や、国・県の制度に基づく継ぎ足し単独事業等については、行政の守備範囲等の観点から廃止・縮小・統合を視野に入れた見直しを行います。

《主な取り組み》

- 前納報償金制度の廃止
- 各種教室・講座・大会・イベント等の廃止又は縮小を検討
- 町単独事業や国・県の制度に基づく継ぎ足し単独事業については、歳入規模に見合ったサービスを提供
- 幼稚園就園奨励金（私立幼稚園分）の廃止又は縮小を検討

(3)補助金、負担金の効果的執行

行政の役割を踏まえつつ、個々にその意義や目的・成果等を精査し見直しを行います。また、負担金については、行政運営に支障をきたすものを除き、廃止又は休止を検討します。

3. 組織・機構の運営体制等の見直し 【効果額：28,695千円】

(1)各種研修、視察等に要する経費の見直し

宿泊を伴う研修や視察については、目的や効果等を視野に入れ十分検討し、効果の期待できないものについては廃止します。また、必要な研修についても可能な限り本町の施設を利用する等、経費の削減に努めます。

4. 人件費の抑制 【効果額：289,250千円】

職員数については、平成26年度までに40人以上の削減を行い、組織のスリム化を図るとともに、業務の見直しや行政改革の実施等により、臨時・嘱託職員の削減を推進します。

併せて、非常勤特別職の職員等の定数についても、近隣市町村や類似団体との比較等により定数の適正化への協力を要請します。

《主な取り組み》

- 常勤・非常勤特別職の定数等の見直し
- 特殊勤務手当の廃止
- 小・中学校臨時職員及び事務員の削減を検討
- 社会教育指導員の廃止を検討
- 公民館及び図書館の臨時職員の削減を検討

5. 経費の節減合理化等財政の健全化 【効果額：639,610千円】

(1)適正な予算編成及び予算執行

予算編成においては、費用対効果が低いものや当初の目的が達成されたと思われるもの、民間において公正かつ十分なサービスが提供されているもの等については、廃止・縮小・統合を検討します。

また、行政評価システムを導入することにより、住民の満足度の評価を謙虚に受け止め、真に必要な施策・事業の取舍選択や優先度を決定し、予算に反映させていく等、適正な予算編成に努めます。

なお、下水道事業においては、健全化・効率化のためにも、段階的に独立採算を目指した使用料改定の実施に努めます。

《主な取り組み》

- 議長・町長交際費の削減
- 経常経費のマイナスシーリングの継続
- 行政評価システムの導入を検討
- 下水道線出金の適正化

6. 公共施設の管理運営 【効果額：283,920千円】

計画的・効率的な施設管理やサービスの提供に努めるとともに、利用実態等によっては、廃止・縮小・統合も視野に入れた運営方法の改善や多目的への活用等を検討します。

また、維持管理については内容・対象・成果を厳しく精査することにより経費の削減を図るとともに、外注委託している草刈・剪定・消毒・清掃業務等においても、職員対応が可能なものについてはできる限り職員で行う等、徹底した歳出の抑制に努めます。

《主な取り組み》

- 保育所の統廃合を検討
- 小・中学校の統廃合を検討
- 福祉会館、公民館及び文化会館等に週休2日制の導入を検討
- 共同浴場の今後の運営方法を検討
- 西穴閣共同作業所管理委託の廃止を検討
- 小学校プール清掃委託の廃止

7. 広域行政の推進

広域的に処理することが行政の効率性、経済性等から適当と認められる事務事業等については、関係自治体との連携により積極的に広域行政を推進します。

なお、市町村合併についても、積極的に住民への情報提供に努め、調査・研究を進めていきます。

8. 行政評価システムの導入

真に必要なサービスを提供するため、個々の事業の目的・目標を明確にし、成果の達成度を客観的に検証できるよう行政評価のシステム化を図り、事業の必要性、効率性、効果等による積極的な見直しに努めます。更にその結果を、事業の選択・重点化及び新規事業の企画・立案に有効活用するとともに、予算等限られた経営資源の効果的な配分に反映させる等、住民の視点に立った成果重視の行政を推進していきます。

9. 入札・契約制度の改善

公共工事に係る入札・契約事務については、担当窓口一元化の実施により効率化を図り、ノウハウの蓄積、検査事務確立による良質な社会資本の整備を図る等、入札・契約制度の健全化に努めます。

《主な取り組み》

- 適正な入札事務の確立
- 透明性のある入札・契約手続きの確立
- 建設業者の健全育成
- 良質な社会資本の品質管理

10. 学校統廃合

小・中学校については、児童・生徒数が減少傾向にあることから、良好な教育環境を維持するため、既存の学校配置を見直す必要があります。また、第1小学校を除く小・中学校では老朽化が進み、近い将来には耐震補強工事等による多額の費用負担が予想されます。今後、町財政健全化を実施していく上で大きく影響することから、早急に統廃合も視野にいたした学校配置見直しの方向性を検討し、教育環境の一層の充実に努めます。

11. 議会への検討要請

地方分権の推進に伴い、今後、議会の果たす役割はますます重要であることから、本計画の取り組みについては、住民の代表である議会と情報を共有することにより、理解と協力を得ながら実施していきます。

12. 健全化に向けた職員の取り組み

本計画の取り組みにあたっては、全職員が現在の町財政状況を充分認識し、また全体の奉仕者であることの自覚・使命感・責任感を強く持ち、地方行政を取り巻く環境の変化に柔軟かつ的確に対応できるよう、更なる意識改革を図っていく必要があります。

そして、職員一人ひとりが常に住民の立場に立ち、住民の満足度を高める努力や工夫を行い、サービスの低下を招かぬよう努めます。

なお、町財政状況が厳しいことから、今後は職員に対しても応分の負担を求めています。

《主な取り組み》

○各課の冷蔵庫や電気ポット等の廃止又は電気代等、応分の負担を求めます。

（飲物は自動販売機の設置で対応）

○自家用車での通勤に対しては、勤務時間中駐車場を占有することから、応分の負担を求めます。

13. 行政サービスの向上

職員は、常に公務員であることを自覚し、身なりの正装はもとより、住民等に対しては、相手の立場に立った誠実な対応を心がけ「挨拶・親切・丁寧」を基本とした、応接態度や言葉づかい等の徹底した改善に努めます。

また、住民本位の開かれた行政を積極的に推進し、行政の透明性、公平性の確保を図るとともに、行政運営における住民との協働を一層推進し、住民の立場に立ったサービスの向上に努めます。

《主な取り組み》

○窓口業務の一本化及び行政手続きの簡素化・迅速化

・総合窓口の設置、各種申請・届出の押印廃止及び処理時間の短縮を検討します。

○ふれあい宅配サービス

・老人、病弱、障害者等を対象に、役場での各種申請（更新）手続きを自宅に出向いて行うサービスを検討します。

○住民参加による「花いっぱい運動」の推進

・堤防・街路樹下等の植栽を通じて住民と行政のパートナーシップを育み、住民と行政が協働のできるシステムづくりを検討します。

14. 行政情報化の推進

高度情報社会の中、インターネットを活用した電子自治体に向けた地域情報化を推進し、住民サービスの向上を図るため、平成14年度の情報通信インフラ基盤整備で、総合的なネットワークを構築し、行政情報の全庁的な共有化や教育環境の整備を図りました。今後は、その運用面での充実を図っていきます。また、開かれた町政を推進し、町政に住民の意見を十分反映させるため、住民が必要とする行政情報の速やかな提供に努め、住民サービスの質の向上と効率的かつ効果的な行政運営の実現を図っていきます。

《主な取り組み》

- ホームページの内容の充実
- 申請等行政手続きのオンラインサービスの実現
- 統合型地理情報（GIS）の整備
- 電子入札・改札システムの導入
- 職員及び住民の情報リテラシー（情報活用能力）の向上
- 情報教育の充実

15. その他今後の取り組み事項

《主な取り組み》

- 消防ポンプ車等の見直し
 - ・消防ポンプ車等については、町財政状況が厳しいことから、当分の間更新を延伸することを検討します。
- 福祉事業の見直し
 - ・在宅介護支援（地域型・基幹型）委託について、精算時の内容精査により歳出の抑制に努めます。
 - ・各事業の対象者判定に所得制限を設けます。
（障害者福祉年金・福祉タクシー・理美容サービス）
- 維持管理費等の抑制
 - ・機械設備関係の技術者が不足しているため、施設の適切なメンテナンスが行えず、結果的に機械設備の延命を妨げ、過大な維持補修費の支出につながっています。早急に機械設備技術者の人材確保及び育成等により、無駄な経費の削減に努めます。